

荻窪法人会

O G I K U B O H Ō J I N K A I

202



よき経営者をめざすものの団体 それが法人会です

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。現在、約80万社の会員企業、41都道県に442の単位会を擁する団体として大きく発展しています。あなたに近く、社会と広く。どこまでも人を中心に、さまざまな活動を展開する法人会。税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研鑽を支援する各種の研修会、また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。健全な納税者の団体、よき経営者をめざすものの団体…これが法人会です。

CONTENT

- 3 第8回通常総会
会長あいさつ
- 5 署・着任のごあいさつと幹部のご紹介
小野寺郁夫荻窪税務署長
- 6 全法連「緊急経済対策における税制上の措置」
- 8 e-Tax推進税理士事務所について
- 9 税務コーナー

表紙イラストについて



荻窪周辺シリーズ

【打ち水大作戦】

「打ち水大作戦」は、江戸時代の庶民の知恵「打ち水」がヒートアイランド現象に対してどのような効果を持つのか、決められた時間にみんなでいっせいに打ち水をして、その効果を検証しよう、という壮大な社会実験として2003年からスタートしました。打ち水大作戦本部は、この「いっせい打ち水」の呼びかけを始めとして、日本全国さらには世界で、雨水や2次利用水を活用した打ち水の生活習慣化に向けた活動を行っています。

第8回通常総会



公益社団法人荻窪法人会 第8回通常総会が6月18日（木）荻窪法人会2階会議室にて行われ、通常総会の議案の第1号議案、第2号議案から報告事項まで滞りなく承認されました。米田荻窪税務署長・山宮都税事務所長・田中杉並区長等多数の御来賓をお招きする予定でしたが、新型コロナウイルス感染予防の観点より今回は会員のみの開催となりました。

公益社団法人荻窪法人会第8回通常総会が6月18日（木）新型コロナウイルス感染症の影響により、当初開催予定の「杉並公会堂小ホール」の使用が困難な状況になり、会場を「法人会2階会議室」に変更して行われました。

開催会場の「法人会2階会議室」は定員40名程の会議室のため、感染予防対策を行うと出席できる人数に限られるため、事前に「委任状」での承認を促しました。

会員総数1146社、出席社総数667社、内委任状提出社650社で過半数を超え総会は成立し議案が上程されました。

志村正之副会長の開会のことばで

始まり、柴田豊幸会長を議長に選出し審議の結果、第1号議案、第2号議案が承認されました。

最後に河又雅之副会長の閉会のことばにて総会は無事に終了しました。

第1号議案 令和元年度

収支決算報告承認の件
並びに監査報告

第2号議案 会費規程一部改正(案)承認の件

報告事項 令和元年度 事業報告

令和2年度 事業計画案

収支予算の件

会長あいさつ

公益社団法人
荻窪法人会
会長

柴田豊幸

新型コロナウイルス感染症の拡大により
多大な影響を受けられていることと心よりお見舞い申し上げます

公益社団法人荻窪法人会の第8回通常総会にご参加いただきましたこと厚く御礼申しあげるとともに、本日、荻窪法人会の皆さんにお会いできたこと、総会を開催できたことを大変嬉しく思っております。

ご臨席の皆様・会員の皆様におかれましては、この度の新型コロナウイルス感染症の拡大により多大な影響を受けられていることと心よりお見舞い申し上げます。

荻窪法人会におきましても、感染症の影響を受け2月21日より各種行事を「中止」または「延期」とし約3ヵ月間活動を自粛しておりました。その間、法人会の使命であります「公益社団法人として会員の皆様・地域のお役に立てること」ができず残念な思いで過ごしてまいりました。

本日の総会につきましても、特別講演会・感謝状並びに表彰状贈呈式・会員交流会を「中止」とし総会のみ開催する運びとなりました。又、本来であれば米田荻窪税務署長・山宮都税事務所長・田中杉並区長等多数の御来賓をお招きする予定でありましたが、感染予防の観点より今回は会員の皆様のみにて開催いたします。

さて、先月5月25日に新型コロナウイルス感染症拡大に伴う「緊急事態宣言」が解除されました。「新しい生活様式」にて徐々にではありますが、社会・経済活動が再開されつつあります。新型コロナウイルス感染症の影響により日本の雇用を担う中

小企業の現状は、なお一層厳しい状況です。

荻窪法人会におきましても、それぞれに「新しい生活様式の中」工夫をして、各支部・ブロック・委員会・部会も法人会としての活動ができるようになってきました。今後、感染の再拡大を防ぎつつ会員の皆様の発展、地域のお役に立てる公益社団法人としての運営・事業活動を推進して、地域最大の事業者・個人のための組織を作り「法人会の目標」であります、『納税者団体として地域社会並びに地域企業の健全な発展を支援し「企業の繁栄と社会への貢献」をする』ための活動をしてまいります。

本年度の活動の基本方針については、本年度事業計画の基本指標として「荻窪法人会の活性化をはかり、会員各企業のお役に立てる法人会の活用を目指します。」また、項目として「来たる法人会」に沿った事業活動（会員数増加のための会員増強活動から法人会活性化のための会員増強活動へ）・個人事業主勧誘（公益法人化に伴い法人企業だけでなく個人事業主・個人の方々も荻窪法人会へ特別会員としてご加入いただくことが可能になりました。法人の会から事業者のための会との位置づけになっています）を行っていきたいと思っています。

結びに、会員企業の益々のご繁栄と本日ご臨席の皆様のご健勝とご多幸を心より祈念申し上げます。簡単ですが挨拶とさせていただきます。



着任のあいさつ

7月は署の異動の時期にあたります。1年間で異動される方、2年間で異動される方と期間はまちまちですが、荻窪法人会においては役員会、ブロック研修会、各委員会、各部会で大変お世話になりました。着任された小野寺郁夫荻窪税務署長をはじめ税務署の幹部の方々には、今後多くの研修会で講師をお願いする事になると思います。ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

荻窪税務署長 小野寺郁夫



公益社団法人荻窪法人会の皆様方には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により、東京国税局総務部事務管理第三課長から荻窪税務署長を拝命いたしました小野寺でございます。

前任の米田署長同様よろしくお願い申し上げます。

柴田会長をはじめ、荻窪法人会の皆様には、平素から税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と多大な

るご協力を賜り、紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

荻窪法人会は、昭和25年の創立以来、「良き経営者をめざすものの団体」として、「税知識の普及」と「納税意識の高揚」を図るための各種研修会や講演会の開催はもとより、地域社会への貢献活動や会員相互の交流も活発に行われている、大変歴史と伝統のある会であると同っております。さらに、本年は70周年を迎える記念の年とも伺っております。誠に改めて申し上げます。

また、毎年積極的な会員増強運動を展開され、東京23区内でも1、2を争う高い組織率を維持されている法人会であると同っており、私もといたしましては大変心強く感じているところでございます。皆様方におかれましては、それぞれのご事業が大変お忙しい中、法人会の各種事業に活発に取り組まれ、納税意識の高揚や税知識の普及に多大な貢献をいただいております。誠にありがとうございます。

今後とも税務の良きパートナーとし

て緊密なお付き合いをお願いします。

さて、新型コロナウイルス感染症との共存が日常となってきた中、感染状況に応じた危機管理や機動的な対応が求められる局面が続いております。税務行政におきましては、今年4月から、大法人について電子申告が義務化されております。義務化の対象とならない法人におかれましては、まだ利用されていない方がございましたら、これを機にe-Taxの利用をしていただくことが、ICT化を進める観点でも働き方改革につながりますので、是非e-Taxの利用をご検討ください。

また、コロナ禍において、荻窪法人会では様々な工夫を凝らしながら各種事業を計画されていると同っております。新たな生活様式の下で法人会活動が充実したものとなることを期待しています。

結びに当たりまして、荻窪法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝、事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで1年間**、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

特例の概要

- ▷令和2年2月から納期限までの一定の期間（1カ月以上）において、収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減）した場合について1年間納税を猶予。
- ▷一時の納税が困難と認められる場合に適用。
 - ・少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。
 - ・収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。
- ▷担保は不要。
- ▷延滞税は免除。

【申請手続】

令和2年6月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って特例を適用することができます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終

了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、**即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除**が適用できます。

新たな類型（デジタル化設備）

- （要件）遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備
（対象設備）機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

【適用時期】

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

4 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、**原則として課税期間の開始前に提出する必要がありますが**、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、**課税期間の開始後であっても**、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる特例が設けられます。

適用要件

- ① 特例に係る法律の施行（令和2年4月30日）後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、**一定期間（1カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少）した場合で、かつ、**
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合
（注1）原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。
▷法人：課税期間の終了の日の翌日から2カ月
▷個人：課税期間の翌年の3月末
（注2）国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を2年間継続する必要はありません。**

【適用時期】

特例法の施行日（令和2年4月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している（※）中小企業者等に対して、**令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置が講じられます。**

（※）令和2年2月～10月までの**任意の3カ月間**の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

【適用時期】

令和3年1月31日までに、**認定経営革新等支援機関等**（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されます。

適用要件

- ▷対象資産に、**事業用家屋と構築物**を追加
 - ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの
 - ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの
- ※事業用家屋・構築物ともに、**中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの**
- ▷生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長（令和5年3月31日まで）

7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、**印紙税が非課税**となる措置が講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。

（注）施行日の前日（令和2年4月29日）までに作成され

たものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

適用要件

- (1) **住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置（入居期限：令和2年12月31日⇒令和3年12月31日）**
 - ① 注文住宅の新築は令和2年9月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和2年11月末までに契約が行われていること
 - ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと
- (2) **既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件（取得日から6カ月以内⇒増改築等完了の日から6カ月以内）**
 - ① 既存住宅取得の日から5カ月後まで、又は関連税制法の施行日（令和2年4月30日）から2カ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること
 - ② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

9 その他の項目

・自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6カ月延長され、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和3年度末（令和4年3月31日）までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。



公益財団法人

全国法人会総連合

〒160-0002 新宿区四谷坂町5-6
FAX：03-3357-6682

全法連ホームページ

新型コロナウイルスに関する対策リンク集



e-Tax推進税理士事務所について

e-Tax利用向上を目指し、東京税理士会荻窪支部の先生方全員にアンケートを実施しました。
その結果多数の先生方から「e-Tax推進税理士事務所」として会報掲載に承諾をいただきました。

日頃は法人会活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、現在、当法人会活動の大きな目標のひとつにe-Tax普及推進がございます。当法人会では会員企業の70%利用を目標に掲げております。この目標を達成するためには会員皆さま方の多大なご理解と同時に税理士先生方のご協力が必要不可欠と考えております。そこで当委員会では、東京税理士会荻窪支部の先生方全員にアンケートを実施しております。

質問内容は「顧客よりe-Tax代理申告・送信利用の依頼が来た時に、依頼通り行なっていたいただけるか？」更に依頼どおり行くとご回答いただいた先生方に「e-Tax推進税理士事務所として会報に掲載させていただいてもよろしいか？」との問いを発したところ85名の先生方より快く承諾をいただきました。このように税理士会においてもe-Tax普及推進に積極的に取り組んでおられます。そこで会員企業の皆さまにひとつお願いがございます。顧問の先生に「先生、うちの会社次の決算は電子申告でお願いしますよ。」と一言おっしゃっていただけないでしょうか？

顧客である会員企業と実務を担当する税理士の先生方がタッグを組んで初めてe-Taxという行政の合理化が大きく進展していくと思います。何卒皆さま方の尚一層のご理解とご協力をお願いいたします。

税制委員会 (e-Tax担当)

東京税理士会荻窪支部 e-Tax推進税理士事務所(敬称略)

令和2年7月1日現在

地域	氏名	住所	事務所連絡先	地域	氏名	住所	事務所連絡先
井草	堀真由美	井草2-11-9エスト・メゾネット105	3397-6652	天沼	桑山務	天沼1-2-3	3398-1316
	山岡朋枝	井草2-35-12-2-409号グランドメゾン杉並シーズン	5310-3228		鯉淵洋行	天沼1-11-13	090-8039-4867
上井草	竹田雄輔	上井草2-25-7上井草グリーンハイツ3-105	6913-8665	酒井幸三郎	天沼1-40-6	3392-5455	
	久保木浩志	上井草2-25-7上井草グリーンハイツ3-205	5303-4823	池上敬子	天沼1-41-6	5932-5128	
下井草	近藤健一	下井草1-5-17	3390-9437	篠原あずさ	天沼3-3-2	6794-7334	
	山田真治	下井草3-8-23三英ビル303	6676-9989	石澤潔	天沼3-12-19	3398-4910	
	税理士法人稲村会計事務所	下井草3-29-10佐藤ビル302号	5382-2711	加藤俊也	天沼3-16-11-202	6795-6800	
	藍野和男	下井草4-1-6	3397-5118	井上仁	天沼3-27-2荻窪MTビル1階	3392-4177	
	鈴木百香	下井草4-32-9	3399-1555	西荻南	河野修兵	西荻南2-9-13	5336-6457
	田子周一	下井草4-33-12	3395-3343		小野寺昭市	西荻南2-23-8	3333-4868
	小島孝子	下井草5-23-2鈴木ビル203	6317-7493	内山千枝	西荻南3-8-16-902	3334-5021	
	今川	中村良三	今川3-8-4	3399-3976	佐山政雄	西荻南3-9-11-501	3333-0221
	中村行雄	今川3-8-4	3399-3976	久我山	小松原英二	久我山5-7-8	3333-9805
桃井	古賀雄子	桃井3-6-1-1401	6765-2388		杉本洋子	久我山5-8-23	5370-8518
西荻北	下島聡司	西荻北2-3-9Ken's西荻北ビル5F	6454-7471	新江洋子	久我山5-36-22-201	3335-7425	
	馬場義男	西荻北2-3-9コメットビル5階	3394-5922	宮前	石原恵子	宮前1-16-23杉並宮前ロイヤルハイツ304号	3334-1305
	鈴木吉郎	西荻北2-6-6YS西荻3F	3301-5101		小松原伸元	宮前4-31-1	5941-9239
	福田都介	西荻北2-11-4エクセリア西荻201号	3397-2770	小松原英雄	宮前5-7-19	3331-3266	
	山本哲郎	西荻北2-12-2西島ビル201	5303-6371	稲澤聡	宮前5-10-5	3247-7194	
	村林秀則	西荻北3-11-3サンコト西荻窪115号室	6423-0566	荻窪	熊澤真理子	荻窪1-17-11	6915-1807
	梅林邦彦	西荻北3-14-9	3395-0211		森脇雅子	荻窪2-20-7-504	5397-8026
	東原功	西荻北3-14-18ラーバンプラザ401	5936-0055	永井敏雄	荻窪2-27-11	5397-6115	
	廣瀬一俊	西荻北3-20-12グラツィオーソ西荻窪B1	3399-0180	尾崎正俊	荻窪3-47-15 第3野村ビル300号	3392-1101	
	荒谷美佳	西荻北3-31-13-503号	5303-5781	望月英仁	荻窪4-6-24-201	5347-2945	
	青木秀壽	西荻北4-33-17	3390-4313	黒岩民子	荻窪4-12-12 ISHIIレジデンス201	6795-5216	
上荻	丸山良尚	上荻1-5-2コロナビル6階	3391-6309	早乙女和子	荻窪4-20-9-402号	3391-7626	
	吉原敬三	上荻1-11-3アベイク神秋602号	3391-2881	伊藤佳江	荻窪4-21-4荻窪ローヤルコーポ104号	3394-1123	
	大矢勝昭	上荻1-16-3森谷ビル4階	3391-5588	千葉繁樹	荻窪4-32-3A Kオギクボビル401	050-5527-4372	
	小林誉光	上荻1-17-10シンフォニーアングンテ602	3391-1044	釜谷彰一	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6006	
	今村千恵子	上荻1-18-12春木屋ビル	6915-1303	塩谷治道	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6003	
	永井久美子	上荻1-18-12上荻寿ビル3階	5347-5358	西村克彦	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6002	
	穂坂正積	上荻1-18-14-206	3393-7571	大久保豊	荻窪5-13-6丸新マンション306号室	3398-8812	
	本橋喜久雄	上荻1-21-23	3392-5555	三好秀胤	荻窪5-14-4武蔵野マンション502	3393-2671	
	岩倉永一	上荻1-21-23-3F	3392-0157	池田幸弘	荻窪5-16-14カパラビル8階	5335-7981	
	岩倉礼子	上荻1-21-23-3F	6915-1410	中村喜一	荻窪5-17-11荻窪スカイレジデラル216	5347-9930	
	原田叔法	上荻1-21-23-3F	3392-2170	大島康司	荻窪5-22-12戸田ビル205	5335-7465	
	小島麻里	上荻1-23-19小嶋東神ビル4F	6913-0520	税理士法人茂木会計事務所	荻窪5-25-6	3393-0211	
	藤村茂	上荻2-19-18RKII2階	6231-1701	青葉総合税理士法人	荻窪5-26-9コスモYビル5F	3398-0523	
	小澤俊夫	上荻2-19-18RKII2階	3391-8731	岩崎智香子	荻窪5-30-12グローリアビル1101号	3392-1198	
	森田光雄	上荻2-19-18RKII2階	6874-7851	松庵	大槻一弘	松庵3-38-20 KURA松庵305	6795-8420
	和田実	上荻4-19-22-603	3395-1131				
	岡田茂	上荻4-23-9	3395-3111				
本天沼	小野寺誠税理士事務所	本天沼2-41-8	5303-1680				
清水	黒川えり	清水1-14-5-302	090-8479-0152				
	小林滋子	清水3-9-9-102	5938-5100				

令和2年10月から

年末調整手続を電子化しませんか？

～令和2年9月

年末調整で使用する書類のうち、保険料控除証明書等は、保険会社等から従業員に交付された書面（ハガキ等）で給与の支払者に提出していました。



令和2年10月～

保険料控除証明書等について、保険会社等から従業員に交付された電子的控除証明書等（データ）で給与の支払者に提出することが可能となりました。



どういふこと？

従業員が行う控除申告書の作成から給与担当者への提出、給与担当者が行う年税額の計算まで全てをデータによる処理が可能となり、年末調整手続が簡便化されます^(※)。

メリットがたくさんあるのね！

従業員のメリット

- ・ 保険会社等から交付される書面（ハガキ等）の内容を、控除申告書に転記する必要がなくなります。
- ・ 控除額が自動計算されるため、手計算する必要がなくなります。

給与担当者のメリット

- ・ 従業員がデータを利用して控除申告書を作成するため、記載誤りがなくなることから、従業員への問合せ事務が削減されます。
- ・ 控除額が自動計算されるため検算が不要となり、給与システム等への入力事務を自動化できます。
- ・ 控除申告書等（書面）の保管が不要になります。

※ 従業員から提供された控除申告書等データを活用するためには、現在ご利用の給与システム等の改修が必要となります。

従業員が控除申告書データを作成するためのソフトウェアを国税庁から無料で提供します（令和2年10月公開予定）。

年末調整手続の電子化への準備

- 給与の支払者が所轄税務署長に、「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出し、その承認を受ける必要があります。
- 保険料控除証明書等のデータは、従業員がマイナポータルを利用するか、保険会社等のいわゆる「お客様ページ」からダウンロードするなどの方法で取得します。

年末調整手続の電子化について詳しくは、国税庁ホームページ「年末調整手続の電子化に向けた取組について」(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>)をご覧ください。

都税における納税証明は

郵送で申請できます

【郵送申請先】

〒112-8787 東京都文京区春日 1-16-21 都税証明郵送受付センター

【申請に必要なもの】

- ① 申請書（法人の場合、代表者印押印 商業登記法第20条に規定する法務局等に提出した印〈実印〉）
- ② 手数料（定額小為替 ゆうちょ銀行又は郵便局の貯金窓口で取扱い）
- ③ 返信用封筒（あて先を記入、郵便切手を貼ったもの）
- ④ その他（本人以外の請求や都税事務所届出住所以外へ送付する場合などは確認書類が必要）

23区内の固定資産（土地・家屋）評価証明書・名寄帳等も
取り扱っております。詳細は、主税局ホームページをご覧ください。



また、課税した事務所等に関わらず、すべての都税事務所・都税支所・支庁で、納税証明書を申請することができます（自動車税種別割に関する納税証明書（下表項番2、5）は、都税総合事務センター・自動車税事務所でも申請できます。）。下表を参照のうえ、郵送またはお近くの都税事務所等窓口で申請を行ってください。

	証明の種類	郵送申請先	窓口申請先
1	納税証明（一般用） （自動車税種別割以外）	〒112-8787 東京都文京区春日 1-16-21 都税証明郵送受付センター	全都税事務所、都税支所、支庁
2	納税証明（一般用） （自動車税種別割）		全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び自動車税事務所
3	滞納処分を受けたことのないことの証明		全都税事務所、都税支所、支庁
4	酒類製造販売の免許申請のための証明		全都税事務所、都税支所、支庁
5	自動車税種別割納税証明 （継続検査等用）		全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び自動車税事務所



令和2年6月から

都税がスマホ決済アプリで納付できます

令和2年（2020年）6月1日から、都税がスマートフォン決済アプリで納付できるようになり、都税の納付がさらに便利になりました。

- 💡 いつでもどこでもスマホで簡単に納付ができます。
- 💡 納付書のバーコードを読み取るだけで納付ができます。
- 💡 手数料はかかりません。

納付方法

スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を使用して、納付書のバーコードを読み取ることで納付することができます。



納付できる主な税目

個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、固定資産税（土地・家屋）・都市計画税、固定資産税（償却資産）の定期課税分及び随時課税分

1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限ります。

利用できるアプリ

（令和2年6月1日時点）



注意事項

- **領収証書は発行されません。**※
領収証書が必要な方は、都税事務所・金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付してください。
 - 納付手続き完了後に、**納付を取り消すことはできません。**
 - 事前にアプリ内でお支払いに必要な金額をチャージする必要があります。
 - バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。
- 主税局 HP で詳細をご確認の上、ご利用ください。

※車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明書の提示が省略できます。車検用の納税証明書が必要な方は、納付の約1週間後に都税事務所等に申請してください。

主税局 HP の「AI チャットボットサービス」でも疑問にお答えします。

詳細は

都税 スマホ

検索

東京都主税局
ホームページ



杉並区内の小規模事業者の皆様へ

国の
資金繰り対策支援
のご案内

マル経融資の拡充について (新型コロナウイルス対策マル経)

マル経融資とは？

小規模事業者経営改善資金（通称：マル経融資）は、商工会議所の推薦に基づき日本政策金融公庫が**無担保・無保証人**（保証協会の保証も不要）で融資を行う制度です。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

特例措置①

一般のマル経融資（2,000万円）とは

別枠で融資限度額 **1,000万円**

返済期間 運転資金7年以内 設備資金10年以内

※ただし、日本政策金融公庫の他の災害関連特別貸付と重複する場合の貸付残高合計額に限度があります。

※据置期間についてはお問い合わせ下さい。

特例措置②

当初3年間 融資利率 **0.31%**（固定金利）

※一般マル経融資利率1.21%より▲0.9%引き下げ

※令和2年6月1日時点の金利です。金融情勢により変わる可能性があります。

※特別利子補給の対象となる場合（下記の要件に加え、小規模事業者の法人は15%以上売上が減少していること、個人事業主は追加要件無し）は、

当初3年間は実質無利子となります。

※審査の結果、ご要望にお応えできない場合がございますので、予めご了承ください

融資対象（主な項目）

●小規模事業者であること



小規模事業者とは、従業員20人以下の法人や個人事業主の方
但し、**商業・サービス業は5人以下**（宿泊業・娯楽業は20名以下）
※アルバイト・役員等を除いた人数

●新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、

最近1か月の売上高が前年又は前々年同期と比較して5%以上減少した方

●商工会議所の経営・金融に関する指導を受けて事業改善に取り組んでいる事業者

●最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を行っている事業者

（※創業予定や、創業後1年未満の場合は、融資対象とはなりません。）

●税金（所得税・法人税・事業税・住民税など）を完納している事業者

●商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる事業者

 **東京商工会議所 杉並支部**

住所：杉並区上荻1-2-1 Daiwa荻窪タワー 2階

TEL: 03-3220-1211

FAX: 03-3220-1210